

平成 2 5 年第一回都議会定例会  
監 査 委 員 報 告

平成 2 5 年 2 月 2 0 日

監査委員を代表いたしまして、過去1年間に実施した監査の結果について、ご報告申し上げます。

監査委員の役割は、各局の事務・事業が適正に実施されているかについて監査することで都民の信頼を確保していくことでもあります。

そのため、年間を通じて、定例監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査、決算審査、住民監査請求に基づく監査など多岐にわたる監査を実施しております。

この1年間で監査を実施したのは596か所であり、問題点の指摘は248件、指摘した金額は、約70億円であります。

はじめに、定例監査について申し上げます。

定例監査は、都の行財政全般を対象とした最も基本的な監査です。

本庁各部の全てと事業所の約4割、合計で438か所を対象として、監査を実施し、指摘した金額は約12億円に上ります。

定例監査においては、監査を効率的・効果的に進めるため、重点監査事項を設定していますが、平成24年は「業務委託」などを対象に検証いたしました。

その結果、例えば、病院の収納業務委託について、仕様書や手順書と

実際の業務手順が異なっていたため、適切な委託内容とするよう求めました。

また、物品購入契約において、契約を分割して予定価格を小額にすることにより入札を行わなかった事例に関し、契約を適正に行うことを求めました。

さらに、定例監査では、毎年、東京都財務諸表についても監査を実施しております。その結果、平成23年度東京都財務諸表について、会計基準に準拠して作成されていることが認められました。

次に、工事監査について申し上げます。

工事監査は、100万円以上の工事を対象とし、平成24年は、件数では約1割の1,635件について監査を実施いたしました。

その結果、工事請負者への指導・監督では、掘削工事において、崩落を防止するために必要な措置が講じられていない施工があり、工事の安全の観点から適切な監督を行うよう求めました。

また、契約事務規則で禁止されている検査員と工事監督員の兼務が行われており、検査の公正の観点から、任命を適正に行うよう求めました。

さらに、「単価設定」に関する誤りも数多く認められました。

次に、財政援助団体等監査について申し上げます。

補助金交付団体への監査では、補助金交付団体等149団体に対して、補助等に係る事業が、適切に行われているかなどについて検証いたしました。

その結果、例えば、社会福祉法人において、施設利用者数の算定誤りなどによる過大交付の事例が多数認められたため、補助金の返還を求めました。また、所管局に対しては、審査事務を適切に行うよう求めました。

出資団体への監査では、出資団体9団体に対して、団体の事業が適切に行われているかなどについて検証いたしました。

その結果、例えば、現金や金券類の取扱いについて、不適切な処理をしている事例が認められたことから、適正に管理するよう求めました。

また、法人事業税・都民税に係る申告の計算について、誤りが認められたことから、速やかに修正申告を行うことを求めました。

次に、行政監査について申し上げます。

行政監査は、特定の事務や事業を対象として行う監査であり、今回は、「土地及び建物の運用・管理」が経済的、効率的、効果的に行われているかの観点から実施しました。

その結果、事業用代替地として確保したまま20年以上経過しているものが認められました。また、未利用のまま、利用計画や売却などの処理方針が定められていないもの、方針が定められているものの、売却などに必要な測量や境界確定などの手続が滞っているものなどがありました。これら全体で、約56億円の土地及び建物の財産について、改善を求めました。

次に、決算審査について申し上げます。

平成23年度の決算について、決算計数が適正であるかに主眼を置き審査を行いました。

その結果、財産に関する調書において、出資による権利で約20億円の登載漏れなどがあり、財産計上額の把握を適正に行うよう求めました。

また、収入未済額が過大計上となっているもの、計上科目を誤っているものなどが複数認められ、それぞれ適正な会計処理を求めました。

次に、監査結果に対する措置状況について申し上げます。

監査は、指摘した問題点が改善されて、はじめてその目的を達成します。このため、年に2回、各局から改善状況について報告を求め、その改善を促しています。過去3年間に行った指摘について見ると、各局が

改善に努めた結果、これまでに約78パーセントが改善済みとなっています。

具体的な改善事例としては、収入管理システムのデータを正確に保持するようシステムを改善したもの、公平かつ効果的・効率的となるよう滞納整理事務を見直したものなどがありました。

また、事業評価の新たな取組として、これまでの各種監査報告を活用し、類似事例への横断的な検証を行うとともに、監査結果に基づく見直し内容を評価し、迅速かつ的確に予算へ反映する仕組みが導入されたことから、これまで以上に監査結果に対する改善の取組を促して参ります。

これらの監査のほかに、住民監査請求が9件あり、このうち、要件を満たした3件については、監査を実施することとし、陳述や書類調査などを経て、いずれも請求人が主張する内容に理由がないとして、棄却いたしました。

また、その他6件については、監査を実施するための要件を満たしていませんでした。

以上、この1年間に実施した監査について述べてまいりました。

平成25年度の予算において都税収入の増加が見込まれるものの、都財政は、景気の変動に左右されやすい特徴的な構造にあります。

一方で、都政においては、急速に進む少子高齢化への対応や、災害に強い都市の実現に向けたハード・ソフト両面での取組など、様々な課題に果敢に取り組み、課せられた使命を確実に果たしていかなければなりません。

このため、行財政の適切な運営が一層求められています。

都は、これまで行政の効率化と都民サービスの充実に向けて、民間活力を活用した様々な経営手法の導入、新公会計制度による財務状況の把握など、各分野で行財政改革の取組を進めてきました。

一方で、平成24年において、チェック体制の不備やモラルの欠如に起因する汚職事件や不適正な事務処理が発生し、都政に対する信頼を損なうなど、都民の見る目が一層厳しいものとなっています。

こうしたことから、事務・事業の効率化や都民へのサービス向上に加え、事件・事故の再発抑止の観点からも重点的に検証していくことが、監査の果たす役割として一層重要となっています。

このような中で、私ども5名の監査委員は、監査を通じて事務・事業の是正・改善により、公正かつ効率的な都政運営が行われることで、都

民の信頼と期待に応えていきたいと考えます。

これからも、監査委員の使命を全力で果たしていく決意であることを  
申し上げ、報告を終わります。